

# 令和2年度事業計画

令和2年4月1日～令和3年3月31日

## 1. 基本方針

令和2年度は当センターにとりましては設立40周年を迎える記念すべき節目の年です。

そして、令和2年度の政府発表の日本経済見通しでは、「各種政策の効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き経済の好環境が進展する中で、内需を中心とする景気回復が見込まれる。」としています。しかし、世界経済の動向に目をやると、米中貿易摩擦や英国のEU離脱をめぐる不透明感や世界中で発生している異常現象や気候変動、さらには中国湖北省で発生した新型コロナウイルス感染の拡大は世界同時不況の様相に発展し、日本経済も未曾有の試練を迎えようとしています。こうした中、少子高齢化が急速に進行しており、強い経済の実現に向けた取り組みの中で、企業に対しては「高齢者雇用の促進策」として、既に65歳までの雇用を義務付け、さらに70歳定年制または定年制廃止なども検討されているようです。このことは、私どもシルバー人材センターにとっては、会員増強活動の妨げとなります。しかし、政府は「ニッポン1億総活躍プラン」を呼び掛け、高齢者の就業意欲を掻き立てています。これは、高齢者の活躍の場が拡大されるという観点から、就業開拓と会員募集活動を活発化させれば、私たちにとっては前進のための好機となります。全国シルバー人材センター事業協会は「会員100万人達成計画」を掲げ、全国のセンターにその推進を要請しています。私どもも、この目標を見据え、昨年度「中期基本計画」を策定しました。本年度は、2年目に入りますので、これを実現させるために、

### “センターのイメージアップによる更なる前進”

を本年度事業推進活動のスローガンとしてセンター内外にアピールし、以下の事業を担当理事が責任をもって、全会員と共に一丸となって取り組んでまいります。

## 2. 事業目標

(1) 契約金	6億9千3百万円	(年度末)
(2) 会員数	1,430人	(年度末)
(3) 就業延人員	13,800人	(年度末)
(4) 事故件数	0件	(年度末)

## 3. 事業実施計画

### (1) 就業機会拡大活動の推進 (担当：常務理事)

近年の私どもの業績推移は、派遣事業の推進活動強化等より契約金は増加しており、またワークシェアリングの積極的な取り組みにより就業延べ人員数も確実に増加傾向を示しています。これらの実績を更に増進させる為に新規就業先の開拓及び、これまで困難とされていた事業分野へも積極的な活動を展開し

て、就業機会の拡大へと取り組んでまいります。

(2) 会員増強活動（担当：会員募集委員会）

会員数増強活動として、勤労福祉センターでの入会説明会に加え、地区公民館等での出張説明会及び就業相談会を実施することにより、会員数は着実に増加しており、令和元年度は1,400人を超える勢いで会員数が増加しています。今年度は、さらにこの傾向を堅実なものとし、中期基本計画達成のために、出張説明会等の広報活動を更に活発化してまいります。

(3) 安全・適正就業の推進（担当：安全・適正就業委員会）

新規入会会員の高齢化に伴い、会員全体の平均年齢が上昇しており、就業中及び就業途上時の事故が多発しています。これらの対策として、安全に関する規程類の見直しとその実行、および就業先への巡回パトロールや会員向け安全講習会の実施によって安全就業意識の高揚を図り、事故件数ゼロを目指します。また、法令遵守を基本とした「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を行い、改善状況の確認と不適正就業撲滅に取り組みます。

(4) 広報活動の活性化（担当：広報委員会）

会員向けには、広報誌「いるま シルバーだより」を通じて、センターの活動状況や方針、会員間の情報を共有することにより会員としての意識高揚を深めることに努めます。また、ホームページは会員以外の多くの方も閲覧できるので、一般市民に対するセンターの広報ツールとしての役割は極めて大きく、魅力的な情報が発信できるよう改善を図ります。

(5) イベント班の発足（担当：常務理事）

これまでの地域班活動は、各種イベントへの参加活動が中心でしたが、関係機関の立ち入り検査時に改善の指摘を受けました。従来やり方を変更し、独自事業として、地域班の有志を中心としたイベント班を組織し、新しい活動を開始する事としました。これらの方法の確立と運用を実現するために、規程類を見直し恒久化を図ります。

(6) 普及啓発活動の推進（担当：総務委員会）

センターの知名度向上やイメージアップを図るため、広報活動の一環として、センター主催のイベント開催及び市内のイベントに積極的に参加することとします。特に今年は設立40周年を迎えるため、センター主催のイベントに記念の冠事業として、市民参加型の充実した内容といたします。

(7) 法令遵守及びガバナンスの向上（担当：全理事及び監事）

公益目的事業を推進する法人活動の基本である法令遵守及びガバナンスの向上を目的として、関連する法令及び規程類の遵守徹底を図るため、現存する規程類の内容見直し及び必要とする新規規程類を制定してまいります。